

(様式1)

## 令和7年度不祥事根絶取組計画

所属名		静岡県立伊豆の国特別支援学校伊豆下田分校	
継続的取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員や児童生徒相互の気持ちのよいあいさつの励行及び推進（随時）</li> <li>・管理職による職員への声かけ、訓示、不祥事に関する通知や記事等の周知と注意喚起（随時）</li> <li>・不祥事根絶に向けた自己チェック、人権チェック、毎月の職員会議でのグループワークによる振り返り（年間11回）</li> <li>・児童生徒呼名時の敬称「さん」づけの徹底</li> <li>・学校運営協議会委員や保護者からの意見聴取およびグループワークへの活用</li> </ul>		
月別取組	月	実施テーマ	実施内容
	4	教職への誇り・使命感 個人情報の流出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の服務及び教育公務員の身分上の義務及び不祥事根絶に向けた取組についての説明</li> <li>・危機管理マニュアル講習・情報資産取扱い等研修</li> </ul>
	5	不祥事全般 不適正な会計処理 教職への誇り・使命感	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権研修 人権チェックシートによる自己診断、話合いによる共有</li> <li>・会計処理リレー研修</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・人事評価面談での自己目標確認、悩みの確認</li> </ul>
	6	不祥事全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権研修 人権チェックシートによる自己診断、話合いによる共有</li> </ul>
	7	不祥事全般 不祥事全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権研修 人権チェックシートによる自己診断、話合いによる共有</li> <li>・夏季休業中の勤務の厳正、網紀の厳正保持について</li> </ul>
	8	不祥事全般 不祥事全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権研修 人権チェックシートによる自己診断、話合いによる共有</li> <li>・夏季休暇、家族休暇、年休等の有効活用によるリフレッシュ</li> </ul>
	9	不祥事全般 不祥事全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権研修 人権チェックシートによる自己診断、話合いによる共有</li> <li>・不祥事根絶に関する校内の取組について教職員間の意見交換</li> </ul>
	10	不祥事全般 セクハラ・わいせつ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権研修 人権チェックシートによる自己診断、話合いによる共有</li> <li>・セクハラ・わいせつチェックシート記入、グループワーク</li> </ul>
	11	不祥事全般 体罰	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権研修 人権チェックシートによる自己診断、話合いによる共有</li> <li>・体罰チェックシート記入</li> </ul>
	12	不祥事全般 交通安全・飲酒運転	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権研修 人権チェックシートによる自己診断、話合いによる共有</li> <li>・飲酒運転の根絶 交通安全宣言の唱和（冬の交通安全県民運動）</li> </ul>
	1	不祥事全般 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権研修 人権チェックシートによる自己診断、話合いによる共有</li> <li>・個人面接（人事評価面談で自己目標評価、懇談及び相談）</li> </ul>
	2	不祥事全般 職場の雰囲気づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権研修 人権チェックシートによる自己診断、話合いによる共有</li> <li>・業務改善に向けて精選したいこと、改善点のグループワーク</li> </ul>
	3	不祥事全般 不祥事全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権研修 人権チェックシートによる自己診断、話合いによる共有</li> <li>・県からの通知をもとに注意喚起</li> </ul>

(様式 1-2)

## 教職員の生徒指導に係る共通ルール

所属名	静岡県立伊豆の国特別支援学校伊豆下田分校
1	児童生徒・保護者との携帯電話での連絡及びメール、SNSの使用について
ア	児童生徒・保護者へ連絡を行う場合は、児童生徒の携帯電話には行わぬず、児童生徒宅の固定電話か、保護者の携帯電話に連絡をする。
イ	児童生徒・保護者からの連絡は教職員個人の携帯電話ではなく、学校の電話に連絡するように依頼する。
ウ	教職員と児童生徒・保護者の間で携帯電話、メール、SNSなどでのやりとりは一切行わない。
2	児童生徒・保護者との面談や相談等の実施方法について
ア	児童生徒・保護者との面談や相談は、原則、校内で実施する。
イ	実施する場合は、教職員個人で対応せず、教職員間で情報を共有したり、報告・連絡・相談を密にしたりする。
ウ	児童生徒・保護者との面談や相談は、複数で対応する。一人では対応しない。
3	自家用車への児童生徒の乗車について
ア	自家用車には児童生徒を乗せない。
4	その他
	上記のルールで対応できないような状況が発生した場合は、管理職への確認、許可を得て対応する。